

要配慮者利用施設における避難確保計画の取り組み状況

< 概 要 >

「浸水想定区域」「土砂災害警戒区域」内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、平成29年6月に**避難確保計画の作成と訓練実施が義務化**、令和3年5月に**市町村に訓練結果を報告することが義務化**されたことにより、本市における計画作成率、訓練実施率を報告するものです。

【当市の取り組み経過】

令和5年7月に市内対象施設を所管する法人に対して、避難確保計画作成および避難の実効性確保に関する説明会を実施した。

30法人が参加し、計画作成率及び訓練実施率が100%となるようお願いした。

【当市の取り組み状況】

本市における計画作成及び訓練実施の状況は以下のとおりです。

	R5年度説明会前			R5年度説明会后（現在）	
	対象施設数	浸水対象施設 76施設		土砂災害対象施設 42施設	対象施設数
計画作成済施設数（割合）	浸水対象施設	55施設（72%）	→	浸水対象施設	58施設（76%）
	土砂災害対象施設	27施設（64%）		土砂災害対象施設	42施設（100%）
訓練実施済施設数（割合）	浸水対象施設	13施設（17%）	→	浸水対象施設	40施設（53%）
	土砂災害対象施設	12施設（29%）		土砂災害対象施設	22施設（52%）

